

強制労働の廃止に関する条約
(ILO第105号条約)

1. 採択年と批准国数

本条約は、1957年ILO（国際労働機関）第40回総会で採択され、2005年4月現在の批准国は163カ国。G8加盟国中の未批准国は、日本だけである。

2. 条約の概要

本条約は、これを批准する加盟国が、

- ① 政治的な圧制等の手段としての強制労働
- ② 政治的な見解の抱懐若しくは発表に対する制裁としての強制労働、
- ③ 労働規律の手段としての強制労働、
- ④ 同盟罷業に参加したことに対する制裁としての強制労働

等すべての強制労働を禁止し、これらの強制労働の即時、かつ完全な廃止のための措置をとることなどを規定するものである。

3. 国内の状況

本条約は、我が国の公務員制度の根幹にかかわる問題とも関連しており、現状では国内法制との整合性の面から批准することは困難である。

強制労働の廃止に関する条約

(第百五号)

(未批准 仮訳)

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百五十七年六月五日にその第四十回会期として会合し、

この会期の議事日程の第四議題である強制労働問題を審議し、

千九百三十年の強制労働に関する条約の諸規定に留意し、

千九百二十六年の奴隷条約が、強制労働が奴隷制度に類似する状態に発展することを防止するために必要なすべての措置を執るべきことを規定していること、並びに千九百五十六年の奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約が、負債奴隷制及び農奴制の完全な廃止を規定していることに留意し、

千九百四十九年の賃金保護条約が、賃金は定期的に支払われるべきことを規定し、かつ、労働者からその雇用を終止する事実上の機会を奪う支払方法を禁止していることに留意し、

国際連合憲章に掲げられ、かつ、世界人権宣言に述べられている、人間としての権利の

侵害となるある種類の強制労働の廃止に関し、さらに提案を採択することを決定し、この提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定したので、

次の条約(引用に際しては、千九百五十七年の強制労働廃止条約と称することができ、)を千九百五十七年六月二十五日に採択する。

第一条

この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、次に掲げる手段、制裁又は方法としてのすべての種類の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束する。

(a) 政治的な圧制若しくは教育の手段又は、政治的な見解若しくは既存の政治的、社会的若しくは経済的の制度に思想的に反対する見解をいだし、若しくは発表することに對する制裁

(b) 経済的發展の目的のために、労働力を動員し、及び利用する方法

(c) 労働規律の手段

(d) 同盟罷業に参加したことに対する制裁

(e) 人種的、社会的、国民的又は宗教的差別待遇の手段

第二条

この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、前条に明記する強制労働の即時の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的な措置を執ることを約束する。

第三条、第十条(最終条項)

(略)

(第百三十九号条約参照)